

摂津市議会

議会運営委員会記録

令和8年1月23日

摂津市議会

議会運営委員会記録

1. 会議日時

令和8年1月23日（金） 午前10時 開会
午前10時33分 閉会

1. 場所

第一委員会室

1. 出席委員

委員長	村上英明	副委員長	光好博幸	委員	安藤 薫
委員	大川ゆり	委員	峰松由紀子		
議長	南野直司	副議長	松本暁彦		
議員	長田知樹	議員	中川嘉彦		

1. 欠席委員

なし

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 荒井陽子 事務局次長 森口雅志
事務局次長代理 香山叔彦 事務局副主査 杉本晃司

1. 案件

配信映像の二次利用について
LOGOチャットの導入について
摂津市議会傍聴規則の一部改正について

(午前10時 開会)

○村上英明委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会します。

本日の委員会記録署名委員は、光好委員を指名します。

最初に配信映像の二次利用についてです。本件につきましては、昨年11月の本委員会で安藤委員より御意見をいただいたものでございます。内容といたしましては、議会の配信映像について、現状では二次利用を禁止しておりますが、議員それぞれの活動においても活用できるように議論してほしいとのことであったと思います。これを受けまして、本日は協議をさせていただきます。まず、市議会における現状の取扱いと近隣市の状況について、事務局より説明を受けることにします。

杉本副主査。

○杉本事務局副主査 それでは、配信映像の二次利用について説明させていただきます。まず、資料①「摂津市議会におけるインターネット中継・動画配信の運用について」を御覧ください。こちらは平成28年10月14日の議会運営委員会で決定したもので、映像配信については、本資料を参考に運用しております。配信映像の二次利用について、6の(3)に「二次利用は禁止する」ことが記載されております。

次に、資料②近隣市の配信映像の二次利用についてを御覧ください。近隣市の配信映像の二次利用について実施状況をまとめた表になります。二次利用を禁止しているのは高槻市のみで、豊中市、吹田市、箕面市は二次利用を許可し、池田市、茨木市は二次利用の可否を決めておらず、議員から要望があれば対応するとのことでした。本市が、二次利用を認める場合は、先ほどの資料①にある禁止の文言を削除するこ

ととなります。また、配信映像の二次利用にあたって一定の基準を設ける場合は文言を追加する等の対応が必要となります。本日は二次利用の可否と二次利用を認めることとなった場合は基準の設定等について協議していただきたいと思います。以上、説明とさせていただきます。

○村上英明委員長 では先ほど事務局から説明がありましたけども、御質問などございましたらお受けをさせていただきます。何かございますでしょうか。

大川委員。

○大川ゆり委員 第三者のチェック機能をつけるのはどうでしょうか。

○村上英明委員長 チェック機能をつけるとの御意見がありましたけども、基本的にはこの二次利用を認める方向での御意見だということによろしいですか。

大川委員。

○大川ゆり委員 はい。

○村上英明委員長 協議事項については、後ほど改めて確認したいと思います。

安藤委員。

○安藤薫委員 私だけでなく他の議員も感じておられることではないかと思うんですけど、資料①ができたのは、平成28年に、摂津市議会インターネット中継を初めて運用した時で、配信映像の二次利用については、それほど議論されていない中で、二次利用禁止という文言が入っていたと認識をしています。あれから10年経って世間的に政治や議員活動についても、紙ベースからどんどんネットの方に移行してきています。議員活動の広報活動も非常に重要視されている中で、せっかく勉強をして、本会議で担当部局と一般質問を行っているので、個人の議員活動としても、活用できるようにしていくのは、非常に大事

なことと思います。他市でも二次利用を認めているので、要望させていただきました。運用については皆さんと議論させていただいた上で、決めていったらいいと思いますが、まずは運用内にある二次利用の禁止の文言を削除していただくのがいいのではないかと改めて思います。

○村上英明委員長 峰松委員は何かございますか。

○峰松由紀子委員 二次利用に関しましては認めてよいと思っております。ただし、やはりルールは必要かと思っております。

○村上英明委員長 光好委員。

○光好博幸委員 運用のやり方あるいは先ほどのチェック機能というルールづくりについては、今後の協議になるかと思いますが、基本的に二次利用することに関しては異論はないと思います。以上です。

○村上英明委員長 基本的に二次利用は進めていくということで、議会運営委員会での決定事項である禁止という文言を外していく方向で捉まえております。オブザーバーの中川議員、何かございますか。

○中川嘉彦議員 私は賛成ですけど、高槻市が二次利用を不可にしている理由は何かあるんですか。

○村上英明委員長 杉本副主査。

○杉本事務局副主査 近隣市に二次利用の可否について調査した時に、高槻市は禁止とお聞きしているんですけど、具体的な理由はお聞きしていない状況です。

○村上英明委員長 長田議員。

○長田知樹議員 私としても進めていただければと思います。

○村上英明委員長 基本的には進めていく方向で協議をさせていただきます。その後、大川委員からもありました第三者のチェック機能等も含めて一定のルールづく

りという御意見もございました。ほかに、何か御意見ございますでしょうか。

峰松委員。

○峰松由紀子委員 大阪維新の会では、インターネット中継等の画像に関しましては、自分自身の利用だけを許可し、他の議員の方をSNS等にアップするのは禁止のほうが、よいのではないかとということになっております。

○村上英明委員長 ほか、何かございますか。

安藤議員。

○安藤薫委員 制約そのものはできるだけ少ない方がいいと思いますが、今おっしゃられたように、他の議員の動画を利用することについてはいろいろ意図も出てくるでしょうし、切り取りの仕方いろいろ問題になってくることもあると思います。本人の映像または自分の会派の映像など一定の制約はつける必要があると思います。それから、質問の際の映像で、傍聴者の映り込みなどの映像処理については議会事務局で一定処理したものを提供していただけるのか、編集をしていないデータをいただいて、それぞれ議員が責任をもってやるのか、確認しておく必要があると思います。少なくとも議会で質疑をやっている内容ですので基本的にはそれ以上の制約はあまり必要ないかと思いますが、扱い方によって問題が出るのであれば、その都度、議会運営委員会等で協議をすることも必要かと感じています。

○村上英明委員長 何かございますか。

光好委員。

○光好博幸委員 特に制限を設ける必要はないと思いますが、基本的には自分自身の映像のみに限定した方がいいと思います。

○村上英明委員長 先ほどの一定のルールづくりということで、自分の映像に限るといような御意見が多数あったので、その方向で進めます。また、安藤委員からございましたけども、生のデータを提供するのか、傍聴者の映り込みについても、事務局から何かございますか。

杉本副主査。

○杉本事務局副主査 傍聴席の市民の方が映るケースがあるんですけども、そういった場合はマスクング処理をして個人が特定できないように処理させていただいております。その後ホームページに公開した後の映像を業者からいただきますので、その映像を議員にお渡しするような流れで考えております。以上です。

○村上英明委員長 暫時休憩します。

(午前10時13分 休憩)

(午前10時22分 再開)

○村上英明委員長 再開します。配信映像の二次利用につきましては認めていくということで、本委員会として今日、決定をさせていただきます。先ほど様々なルールづくりということが出てきました。個人のものに限るとか、一般質問・代表質問に限っていくとか、ルールづくりにつきましては、また事務局と正副委員長等々で協議をさせていただいて、改めて委員の皆様、そしてオブザーバーの皆様に運用案をお渡しをさせていただいて、会派で協議をしていただき、その後の本委員会でもまた協議をしていくという、流れでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明委員長 では、本日はその内容で集約させていただきます。次にL o G oチャットの導入についてであります。まず事務局から説明をお願いします。

香山局次長代理。

○香山事務局次長代理 それではL o G oチャットについて御説明させていただきます。まず、今回、御提案させていただくことになった経過について御説明いたします。

これまで委員会や協議会の日程調整をする際、事務局職員が各委員会の委員、一人ずつに電話をかけて対応しておりました。しかしながら、電話がつながらなかったり、再調整が必要となった場合は、もう一度、各委員へ電話しなければならず時間を要することが課題としてございました。また、メールにて調整することもございましたが、メールを既読されているのか事務局で確認できないことから、未読となっている方への対応が遅れ、結果的に時間を要することがございました。このような課題の解決に向けて事務局で検討を行う中で、執行部が活用しているL o G oチャットが機能面や費用面で最適ではないかと考え御提案させていただくこととなりました。以上が経過となります。

次にL o G oチャットについて御説明させていただきます。L o G oチャットはセキュリティの高い環境で運用されている自治体専用ビジネスチャットツールでございます。パソコンだけでなくスマートフォンでも使用することができ、トークルームを各委員会で設定することで、委員会ごとに日程調整やデータの送受信ができます。誰が既読されているか確認することができるため、未読の方へのアプローチもしやすいものとなっております。また、インターネット環境だけでなくL G W A N環境での運用も可能であることから、災害時などで活用することもできます。費用面としましては月額で1人当たり税込み2

20円、年額では議員19人分で税込み50、160円と比較的安価に使用することができると、費用対効果も高いものと考えております。以上のことからL o G oチャットの導入について御協議いただきたく御提案させていただきました。以上、説明とさせていただきます。

○村上英明委員長 ただいま、事務局から説明がありましたL o G oチャットにつきましては、令和8年度から導入する場合におきましては、予算計上の関係で本日の委員会で決定する必要がございます。なお、運用面につきましては今後の本委員会で協議してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。それでは質問などございましたらお受けをさせていただきます。

安藤委員。

○安藤薫委員 いいと思います。

○村上英明委員長 進める方向でよろしいでしょうか。オブザーバーの中川議員と長田議員も進める方向でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明委員長 ではL o G oチャットの導入についてお諮りをいたします。導入について賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○村上英明委員長 全員賛成ということでございますので、L o G oチャットにつきましては、令和8年度より導入するということで決定をさせていただきます。先ほど、お伝えしましたとおり、運用面につきましては今後の本委員会で協議してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に3点目でございますが、摂津市議会傍聴規則の一部改正についてであります。

本件につきましては事務局からの説明、質疑の後、各会派へお持ち帰りいただき、次回の本委員会で決定していきたいと思っております。それでは事務局から説明をお願いします。

香山局次長代理。

○香山事務局次長代理 それでは摂津市議会傍聴規則の一部改正について御説明させていただきます。傍聴規則につきましては、全国市議会議長会から示されている標準市議会傍聴規則を参考に制定しております。昨年、同議長会から標準市議会傍聴規則の一部改正(案)が示されたことから、今年度中の改正に向けて事務局で検討を行ってまいりました。このたび、一定の整理ができましたので、本日御説明をさせていただきます。それでは資料④を御覧ください。

本資料につきましては、摂津市議会傍聴規則と標準市議会傍聴規則の新旧を見比べられるよう対照表として作成しております。全国市議会議長会から示された改正標準市議会傍聴規則については、時代に即した文言への修正など、所要の改正が盛り込まれております。このことから平仮名表記であったものを漢字表記に改めるなど軽微な改正もございます。つきましては、軽微な箇所の説明は省略させていただきます。新設された条文等を中心に説明させていただきます。まず1ページを御覧ください。1ページから2ページにかけて、標準市議会傍聴規則では傍聴証の交付や傍聴券への記入などについて規定されております。本市議会ではこれらの運用を行っていないため、この条文の改正は反映せず、「本市では運用なし」と記載しております。次に2ページを御覧ください。第2条(傍聴人の定員)では、第2項を新設しておりま

す。この条文は、コロナ禍における定員の制限など、傍聴人数に制限をかける場合の根拠規定として、新設することとなったものでございます。次に3ページを御覧ください。第6条（傍聴席に入ることができない者）において、現行では第1号から第8号の各号で議場に持つて入ることができない物などの詳細を規定しております。これについて、改正後の傍聴規則では一定の集約・整理がなされ、第1号から第4号の各号でその旨を規定しております。次に5ページを御覧ください。第7条（傍聴人の守るべき事項）においても、先ほどの第6条と同様に、現行では第1号から第8号の各号で傍聴人の遵守事項を規定しております。これについても、改正後の傍聴規則では一定の集約・整理がなされまして第1号から第5号の各号でその旨を規定するものでございます。次に7ページを御覧ください。第8条（写真の撮影、録音、録画、放送等の禁止）においては、近年、誰でも簡単に写真や動画を撮影、さらには動画配信できる技術が普及している現状を踏まえ、文言を写真の撮影、録音、録画、放送等に改めるものでございます。以上、説明とさせていただきます。

○村上英明委員長 ただいま、事務局から説明がありましたけども、御質問などございましたらお受けさせていただきます。何かございますでしょうか。皆様よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○村上英明委員長 それでは先ほどお伝えさせていただきましたとおり、各会派へお持ち帰りいただき、次回の本委員会で決定していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上で、本委員会を閉会します。

（午前10時33分 閉会）

摂津市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

議会運営委員長 村上英明

議会運営委員 光好博幸